



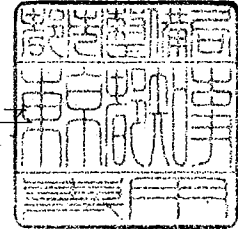
28都市建建第1060号
平成29年 1月25日

〒193-0803
東京都八王子市
榎原町1271-17

青南建設（株）

志賀 浩隆 様

東京都知事 小池 百合子



一般建設業の許可について（通知）

平成28年12月15日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号	東京都知事 許可（般-28）第 70876 号
許可の有効期間	平成29年 1月25日から平成34年 1月24日まで
建設業の種類	とび・土工工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年12月25日
(裏面の注意事項をお読みください。)

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。